

藤沢市マンション耐震アドバイザー派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する建築物の安全性に関する意識の向上、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の促進を図ることにより、災害に強いまちづくりを推進するため、マンションの耐震改修の促進を図るための助言（以下「助言」という。）を行うアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第1項第1号に規定するものをいう。
- (2) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。
- (3) アドバイザー マンションの耐震診断及び耐震改修に関する専門的知識を有する者のうち、市長が派遣を依頼した者をいう。

(派遣の対象)

第3条 アドバイザーの派遣を受けることができるものは、昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築確認を得て建築工事に着手した市内に存するマンションの管理組合とする。

(派遣の方法)

第4条 アドバイザーの派遣方法は、次のとおりとする。

- (1) アドバイザーの派遣は、原則として1管理組合に対し、1回の派遣につき2人又は2回の派遣につき各1人を限度とする。
- (2) 1回当たりの派遣時間は、2時間以内とする。
- (3) 派遣場所は、原則として藤沢市内とする。
- (4) 助言の範囲は、マンションの耐震診断及び耐震改修に関することに限るものとし、権利調整、管理規約等に関することは対象としない。
- (5) アドバイザーの派遣に要する費用は、市長が負担するものとし、別に会場の使

用等に係る費用が発生する場合は、アドバイザーの派遣を受けようとするものが負担するものとする。

(派遣の申請)

第5条 アドバイザーの派遣を受けようとするものは、藤沢市マンション耐震アドバイザー派遣申請書(第1号様式)に、関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(派遣等決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、その可否を決定したものについて、藤沢市マンション耐震アドバイザー派遣等決定通知書(第2号様式)により当該申請をしたものに通知するものとする。

(派遣の変更等)

第7条 アドバイザーの派遣を受けようとするものは、派遣等決定の通知を受ける前に派遣の申請を取り下げる場合は、藤沢市マンション耐震アドバイザー派遣取下げ届(第3号の1様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 前条の規定によるアドバイザーの派遣決定の通知を受けたもの(以下「派遣決定組合」という。)は、派遣決定を受けた内容を変更し又は派遣を中止する場合は、藤沢市マンション耐震アドバイザー派遣変更・中止申請書(第3号の2様式)に、関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その可否を決定したものについて、藤沢市マンション耐震アドバイザー派遣等変更決定通知書(第4号様式)又は藤沢市マンション耐震アドバイザー派遣中止決定通知書(第5号様式)により当該申請をしたものに通知するものとする。

(派遣決定の取消し等)

第8条 市長は、派遣決定組合が次の各号のいずれかに該当するときは、アドバイザーの派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 申請と異なる内容でアドバイザーの派遣を受けようとしたとき。

(2) 派遣の目的が達成できなくなったとき。

2 市長は、前項の規定によりアドバイザーの派遣の決定を取り消したときは、藤沢市マンション耐震アドバイザー派遣取消通知書(第6号様式)によりその旨を通知するものとする。

- 3 市長は、派遣決定組合が虚偽その他の不正な方法によってアドバイザーの派遣を受けたときは、派遣に要した費用相当額を派遣決定組合に請求することができる。

(結果の報告)

第9条 派遣決定組合は、アドバイザーの派遣が終了したときはアドバイザーを通して、速やかに、藤沢市マンション耐震アドバイザー派遣結果報告書（第7号様式）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの派遣に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和10年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。